

館 山 市

地域福祉計画・地域福祉活動計画 概要版

2024(令和6)年度～2029(令和11)年度

館山城から望む館山湾と市街地

館山市の地域福祉がめざすもの

館山市の地域福祉がめざすのは、地域に暮らす市民みんなが相互に人格と個性を尊重しあいながら、社会参加し、共生する地域社会としての館山市の実現であり、福祉サービスを必要とする館山市民の皆さんが地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加できる、そうした地域共生社会を館山市に創り出していくように、市民・事業者・いろいろな団体・機関・市役所などが相互に協力して努力していくことです。その取り組みの対象となるのは地域で安心して暮らしていく上での生活課題であり、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、そして、地域社会からの孤立その他、福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での幅広い課題です。

そこでこの計画では、上位計画である「第4次館山市総合計画」が将来都市像として「笑顔あふれる自然豊かな「あったかふるさと」館山」とし、さらに、子育て・福祉・医療の分野の基本目標を「互いに助け合い 誰もが健康でいきいきと暮らせるまち」としていることも踏まえて、「地域共生社会の実現」に向けて誰もが支える側であり、支えられる側でもある“支え合い”が生まれ、地域の住民全員が役割をもち“みんなで”思いやりあふれる“まちづくり”を実現するため、本計画の**基本理念**を次のとおりとします。

『一人ひとりが繋がり はじまる

みんなで支え合う あったかまちづくり』



館山駅と花

基本理念の実現に向けた5つの基本目標

市民懇談会や市民アンケート出された館山市の地域福祉の現状と課題を踏まえ、この計画の基本理念を実現する事を目指して、5つの基本理念を掲げます。

1 市民の繋がり強さを活かす市民協働・公私協働の豊かなひとづくり

様々な生活課題を持つ市民に寄り添い、人権、思いやりを育む豊かな市民福祉の心と意識の向上を目指し、市民組織への活動支援と市民交流、自治会・町内会活動の活性化などによる豊かなひとづくりを、市民協働で目指します。



2 暮らしやすい生活環境の更なる整備で、安心・安全な毎日を創り出す地域づくり

生活困窮や就労、住居確保、居場所の確保、防災・減災、買い物・通院などの移動の確保、空き家や耕作放棄地の増加、それらに伴う獣害の増加などに対応し、地域の生活環境・課題を整えて、誰もが安心して安全に暮らし続けられる地域をつくりだすように努力します。

3 いろいろな“暮らしにくさ”に正面から向き合うサービス基盤づくり

家族介護や子育て・児童虐待問題、孤立・孤独などを主な要因とする引きこもりや自殺、高齢者や障がいのある人の権利擁護、一人暮らし市民の終末期の諸問題など、地域生活のさまざまな“暮らしにくさ”に向き合い解決を目指す、きめの細かいサービス基盤を作ることを目指します。またそのために、課題解決能力を身につけた専門職人材の養成・確保に努めます。

4 多様な地域生活課題に応える包括的支援の仕組みづくり

“暮らしにくさ”の解決に取り組む仕組みとして、市民が気楽になんでも相談できる、縦割りではない横割りの *福祉総合相談窓口 を設けるほか、それを支える各種専門職の支援ネットワーク、地域の社会福祉法人との連携の仕組みを作るよう目指します。また、そのための福祉関係職員・機関の研修を充実するよう努めます。

5 包括的支援体制の整備・重層的支援体制整備事業実施へ向けた準備と組織づくり

市民の地域生活課題を解決し、誰一人も“置いてきぼり”にしない包括的支援体制を整備するために、重層的支援体制整備事業を実施できる準備と組織づくりを進めます。

基本目標１ 市民の繋がり の強さを活かす

市民協働の豊かな人づくり

(基本目標１～５の以下の表は、いずれも抜粋です)

施 策	事 業
(１) 豊かな市民福祉の心と意識の向上	全ての市民の命、人権を思いやる学校教育・社会教育の充実を目指します
	一人暮らし等で、地域に頼れる人がいない市民を孤立させることなく、支えます
(２) 市民組織への活動支援と市民交流の活性化	市民による地縁型組織と目的型組織への活動支援の強化を目指します
(３) 町内会等の負担軽減と活性化	町内会等活動の目標を明確化し、市民協働の地域組織として活性化を図ります
(４) 農福連携、水（産業）福連携などによる働く場の確保	障がい者の働く場を、企業等と連携し、確保を目指します
(５) 人と人、人と資源を繋ぐ地域福祉コーディネーターの配置	市民協働の豊かな人づくりを進めるため、地域福祉コーディネーターを日常生活圏域に配置する事を目指します

基本目標２ 暮らしやすい生活環境のさらなる整備で、

安全・安心な毎日を創り出す地域づくり

施 策	事 業
(１) 生活困窮者への支援を推進	ひとり親家庭や子どもの貧困対策の充実を図ります
	市役所等に相談に来にくい生活困窮者等に、アウトリーチ等で積極的に対応・支援します
(２) いろいろな障がい、困難を持つ市民への居住支援などの地域参加の支援	空き家を利用した低家賃の住まいの確保や、身寄りのない方の保証人の確保などの居住支援のあり方について検討していきます
(３) 市民誰もが気楽に参加できる居場所確保の推進	地域住民の誰もが気楽に立ち寄れる「居場所」づくりを目指します
	市内５つの日常生活圏域には、福祉総合相談にも対応できる居場所「まちの縁側」（仮称）の設置を目指します
(４) 災害の防災・減災体制の一層の整備	避難行動要支援者支援体制を強化します
	災害時の福祉避難所の円滑な運営体制を整備します
(５) 買い物・通院などへの移動支援の推進	「市街地循環バス」「買い物シャトルサービス」など、一層の利便性の向上を目指します
(６) 若者や移住者が暮らし続けられる子育て環境や働く場の確保の推進	若者や移住者の住まい・子育て環境の確保を目指します
(７) 耕作放棄地・空き家の増加・獣害の増加などの対策の強化による、地域環境の改善	耕作者本人、関係団体などと連携して耕作放棄地を減らす取り組みを検討します

基本目標3 いろいろな“暮らしにくさ”に 正面から向き合うサービス基盤づくり

施 策	事 業
(1) 保健・福祉・介護の現場で、積極的に活躍できる専門職人材の養成・確保	現場で積極的に活躍できる専門的な市職員の養成を目指します
	専門職としての市職員を確保するため、職場環境の改善に努めます
(2) 質の高い福祉・介護サービス基盤の整備	多職種・多機関が連携する質の高いサービス提供基盤の確立を目指します
(3) 家族介護者、ヤングケアラーへの支援	市内の各学校と連携し、ヤングケアラーの実態把握と負担軽減に取り組みます
(4) 子育て環境の整備、児童虐待への対応	未就学児の一時保育や安心して遊ばせることのできる子育て環境の整備を目指します
	子供への虐待防止を推進します
(5) 孤立・孤独の解消、引きこもりの方への支援	孤立・孤独・引きこもりの実態を把握し、本人や家族が気楽に相談できる体制を整備します
(6) 「生きることを大切に」自殺を予防する取り組みの推進	ゲートキーパーを養成し、相談体制を強化します 当事者や家族の居場所づくりとして、日常生活圏域に「まちの縁側」（仮称）の設置を目指します
(7) 高齢者・障がい者の権利擁護、意思決定の支援・保障への取り組みの推進	市民後見人の育成体制の整備を目指します 法定後見実施機関の設置を目指します
(8) 一人暮らし市民の終末期の看取り、死後対応への支援	一人暮らし市民の入院・入所の保証人、終末期の看取りなどについて検討します



基本目標4 多様な地域生活課題に応える 包括的支援の仕組みづくり

施 策	事 業
(1) 「断らない」福祉総合相談窓口を市民の身近なところに設置する取り組みの推進	地域住民が気楽になんでも相談できる福祉総合相談窓口の設置・整備に取り組みます
	福祉総合相談窓口は、市内多職種・機関と連携して、包括的で切れ目のない相談支援を目指します
(2) 地域の保健・福祉を包括的に支える専門職の配置による支援ネットワークの推進	ネットワークには、地域福祉コーディネーターとして地区を担当する専門職員を配置するよう目指します
(3) 地域の社会福祉法人等と連携した地域福祉推進の仕組みづくりの構築	市内の社会福祉法人の地域貢献機能と連携して、相談体制や居場所づくりができるプラットフォーム構築を目指します
(4) 福祉関係職員の研修充実	コミュニティソーシャルワーク（CSW）の技術を身につける研修実施について検討します

基本目標5 包括的支援体制の整備・重層的支援体制整備事業 実施へ向けた準備と組織づくり

施 策	事 業
(1) 「重層的支援体制整備事業実施計画」策定の準備	「重層的支援体制整備事業実施計画」の策定に向けて関係部署、関係団体との連携強化に努めます
(2) 重層的支援体制整備事業の一部先行実施	「重層的支援体制整備事業」を構成する実施事業について、本「地域福祉計画」によりできるものについては順次着手していきます
(3) 「館山市福祉基本条例」（仮称）の制定の検討	「館山市福祉基本条例」（仮称）の制定について検討します



命を支えるこれからの取り組み－自殺対策計画



1 自殺対策計画の趣旨

自殺については、個人においても地域においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より、失業や多重債務、生活苦等の「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回った時にリスクが高まると言われています。そのため、自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取り組みに加えて、「生きることの促進要因」を増やす取り組みを行い、双方の取り組みを通じて自殺リスクを低下させる方向で推進していく必要があります。自殺防止や遺族支援といった狭義の自殺対策だけでなく、「生きる支援」に関する地域のあらゆる取り組みを総動員して、まさに「生きることの包括的な支援」として推進することが重要です。

このような意味で自殺対策は、地域で幸せに暮らし続けるという地域福祉そのものの課題でもあると認識し、館山市において関連する事業を総動員するとともに、市民による自殺予防のための行動も含めた全市的な取り組みとして「生きることの包括的な支援」を推進していきます。

2 計画の目標

国の自殺総合対策大綱では、自殺対策の数値目標を「2026（令和8）年までに、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）を2015（平成27）年と比べて30%以上減少させること」としており、2026（令和8）年時点では自殺死亡率を「13.0」以下にすることを数値目標としています。こうした国の方針を踏まえて、本市では下記を数値目標とします。

- 自殺者数 6人以下（計画期間中の各年）
- 自殺死亡率 13.0以下（計画期間中の平均）

3 命を支えるこれからの取り組み

（1）基本方針

本市においては国の自殺総合対策大綱を踏まえ、以下の5点を自殺対策の基本方針とします。

- ①生きることの包括的な支援として推進
- ②関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開
- ③対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動
- ④実践と啓発を両輪として推進
- ⑤関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

（2）施策の体系

上記の基本方針も踏まえたうえで、命を支える取り組みとして以下の施策を実施していきます。

- ①地域におけるネットワークの強化
- ②自殺対策を支える人材の育成
- ③住民への啓発と周知
- ④生きることの促進要因への支援
- ⑤児童生徒のSOSの出し方に関する教育

本人の意思を尊重した切れ目のない支援－成年後見制度利用促進基本計画

1 成年後見制度利用促進についての基本的な考え方

成年後見制度の利用促進は、制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制を整備して、本人の地域社会への参加の実現を目指すものです。そこで、以下の点を本計画の基本的な考え方とします。

- ・本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護を重視します。
- ・成年後見制度を利用することの本人にとっての必要性や、成年後見制度以外の権利擁護支援による対応の可能性も考慮された上で、適切に成年後見制度が利用されるよう、連携体制等を整備します。
- ・成年後見制度以外の権利擁護支援策も総合的に充実します。
- ・任意後見制度が適切かつ安心して利用されるための取り組みを進めるとともに、本人の意思、能力や生活状況に応じたきめ細かな対応を可能とする補助・保佐類型が利用されるための取組を進めます。
- ・安心かつ安全に成年後見制度を利用できるようにするため、不正防止等の方策を推進します。
- ・福祉と司法の連携強化により、必要な人が必要な時に、司法による権利擁護支援などを適切に受けられるようにします。

2 成年後見制度に関わる課題・対応策及び施策の体系

(1) 課題及びその対応策

- ① 権利擁護支援についての周知・啓発の徹底
- ② 各専門職の連携による切れ目のない相談支援の実現
- ③ 市民後見人の養成や法人後見受任先の開拓
- ④ 入院、入所時等の保証人に関わる支援や任意後見制度相談支援の充実

(2) 施策の体系

館山市における課題及び対応策を踏まえて、以下の6点について重点的に施策を実施することとします。

- ① 目的・対象に応じた広報の充実
- ② 本人を尊重した切れ目のない支援の充実
- ③ 成年後見制度利用促進のための環境整備
- ④ 市民後見人の育成、活動支援の実施
- ⑤ 任意後見制度利用等の相談・支援の充実
- ⑥ 親族後見人への支援の充実



て

3 安房地域権利擁護推進センターによる地域連携ネットワークづくり

安房地域権利擁護推進センターは、成年後見制度利用促進法における「地域連携ネットワーク」のコーディネートを担う広域的な「中核機関」です。

権利擁護支援が必要な人に対して、地域・保健・福祉・医療等の各種関係者などが連携して支援を行う「権利擁護支援チーム」や、各地域における専門職・当事者団体などの連携体制強化や権利擁護支援チームへ必要な支援を行う「協議会」の設置についての検討等、地域連携ネットワークの仕組みづくりを推進します。

地域社会による包摂の推進―再犯防止推進計画

1 再犯防止推進計画の趣旨

犯罪や非行をした人の中には、貧困や疾病、さまざまな障がい、厳しい生育環境など、様々な生きづらさを抱え、矯正施設から出所後も立ち直りに多くの困難を抱える人が少なくありません。こうした人々の再犯を防止するためには刑事司法関係機関による取り組みだけでは限界があることは明らかであり、地域社会で孤立せずに生活課題に対応でき、安定して地域に根付くことのできる、保健・医療・福祉サービスや住まい・就労・修学など、県や市からの暮らしを支える地域サービスの提供が重要です。

2 計画の目標

一度犯罪をしてしまった人が再び犯罪を行わないようにするには、犯罪をした人が抱える様々な生きづらさを解消することが最も有効であると考えられます。そのためには市と県・国、そして民間団体・市民が連携し、犯罪をした人が地域で孤立することなく生活を再建できるように支援することが必要です。



特に、矯正施設に収容されている人の中では高齢者や障がいを持つ人の割合が高いことが法務省の「犯罪白書」等において明らかにされており、1996（平成8）年～2017（平成29）年の受刑者が2年以内に再び刑務所に入った割合では、高齢者が22.3%と最も高くなっています。これは、再犯防止が単に司法行政上の問題ではなく、まさに福祉の問題でもあることを示しています。

また、犯罪をした人のみでなく、犯罪被害者等を含む市民全員が安心して暮らすことのできる地域社会を目指して、安全で安心できる、暮らしやすい館山市の地域社会を創り上げることが大切です。

そこで、具体的数値を挙げることは極めて困難なのですが、千葉県と連携して次の事項を本計画の目標とします。

- ① 保護観察下の人々の就労を支援し、保護観察終了時に無職である人を減らす努力をします。
- ② 協力雇用主を増やします。
- ③ 刑務所を満期出所時に帰住先がない人で、館山市に住むことを希望する人に、住まいと仕事を紹介できる仕組みを検討します。
- ④ 刑法犯検挙人数に占める高齢者の割合を減らすため、高齢者の様々な地域生活課題の解決に取り組みます。
- ⑤ 刑法犯少年を減らすため、市内の小・中・高校と連携して、少年期・思春期の各種の相談支援に取り組みます。
- ⑥ 安房地区保護司会の活動に協力し、連携します。
- ⑦ 「社会を明るくする運動」を広げ、犯罪のない地域社会をつくるとともに、犯罪から立ち直ろうとする人を包摂する館山市を目指します。

市民と行政の協働で地域福祉の実現を目指すー地域福祉活動計画

1 地域福祉活動計画の趣旨及び地域福祉計画との関係

「地域福祉活動計画」は、「地域福祉計画」において計画化される「地域福祉」の方向性や施策を、市民サイドからの行政との協働で実現をめざす「活動計画」（アクションプラン）です。そのため、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は一体的に策定されることが望ましいとされ、館山市においては本「地域福祉計画」の第8章として「地域福祉活動計画」を取り込み、一体のものとして位置付けます。

市民サイドからの「地域福祉活動」ということでは、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として社会福祉法第109条に明記されている市町村社会福祉協議会がその中心となりますが、本「地域福祉活動計画」はけっして館山市社会福祉協議会単独の計画ではありません。この計画は、これまで館山市社会福祉協議会とつながりが深かった市民や当事者団体、区長会や民生・児童委員の皆さんとともに、同時にまた、これまで関係の少なかった団体や機関、サークル・個人などの、地域福祉・地域活動に関わる幅広い関係者が集って連携し、館山市のすべての市民と諸団体が一丸となって「事業の企画及び実施」、「社会福祉活動への住民参加」（社会福祉法第109条第1項）を実現する事をめざしています。

2 地域福祉活動計画の基本理念と基本目標

「地域福祉活動計画」の基本理念は、「地域福祉計画」と同様で、次の理念です。

『一人ひとりが繋がり はじまる

みんなで支え合う あったかまちづくり』

基本目標も、やはり「地域福祉計画」を踏まえて基本目標1～基本目標3を同様とするとともに、「地域福祉活動計画」の前述の特徴に関わって、独自に基本目標4を掲げ、次のとおりとします。

- 基本目標1 市民の繋がり の強さを活かす市民協働の豊かな人づくり
- 基本目標2 暮らしやすい生活環境のさらなる整備で、安全・安心な毎日を創り出す地域づくり
- 基本目標3 いろいろな“暮らしにくさ”に正面から向き合うサービス基盤づくり
- 基本目標4 市民の地域福祉活動の中核となる市社会福祉協議会の活動基盤づくり



3 市民協働でめざす具体的施策の展開

基本目標1 市民の繋がりやの強さを活かす市民協働の豊かな人づくり

(基本目標1～4の以下の表は、いずれも抜粋です)

施 策	事 業
(1) 豊かな市民福祉の心と意識の向上	全ての市民の命、人権を思いやる学校教育・社会教育の充実を目指します
	子ども、障がいを持つ市民、認知症高齢者をはじめ、全ての市民の人権を守ります
	一人暮らし等で、地域に頼れる人がいない市民を孤立させることなく、支えます
(2) 市民組織への活動支援と市民交流の活性化	市民による地縁型組織と目的型組織への活動支援の強化を目指します
	町内会活動を一部の人にのみ任せることなく地区住民みんなで支え、特定の人だけの負担にならないように、地域みんなで協力します
	町内会等活動の目標を明確化し、市民協働の地域組織として活性化を図ります

基本目標2 暮らしやすい生活環境のさらなる整備で、安全・安心な毎日を創り出す地域づくり

施 策	事 業
(1) いろいろな障がい、困難を持つ市民への居住支援などの地域参加の支援	就労支援や居住支援を必要とする市民が地域活動に参加でき、それを暖かく受け止めることのできる地域づくりを目指します
	地域住民の誰もが気楽に立ち寄れる「居場所」づくりを目指します
(2) 災害の防災・減災体制の一層の整備	避難行動要支援者支援体制の強化に協力します
	災害時の福祉避難所の円滑な運営体制整備に協力します
(3) 買い物・通院などへの移動支援の推進	「市街地循環バス」「買い物シャトルサービス」など、一層の利便性の向上を目指し、お互いに助け合って買い物を代行したり、通院の送り迎えをしたりする努力をします
(4) 若者や移住者が暮らし続けられる子育て環境や職場確保の推進	若者や移住者の職場・住まい・子育て環境の確保を目指します

基本目標3 いろいろな“暮らしにくさ”に正面から向き合うサービス基盤づくり

施 策	事 業
(1) 家族介護者、ヤングケアラーへの支援	ヤングケアラーの実態把握と負担軽減の取り組みに協力します

(2) 子育て環境の整備、児童虐待への対応	子育ての悩みを気軽に相談できるような近隣環境づくりに協力し、市や市社協などの切れ目のない子育て支援に連携・協力します
	子供への虐待防止を推進します
(3) 孤立・孤独の解消、引きこもりの方への支援	孤立・孤独・引きこもりの実態把握に協力し、本人や家族が気軽に相談できる体制の整備に連携します
(4) 「生きることを大切に」自殺を予防する取り組みの推進	ゲートキーパーの養成、相談体制の強化に協力します
(5) 高齢者・障がい者の権利擁護、意思決定の支援・保障への取り組みの推進	市成年後見制度利用促進計画の着実な推進に協力し、当事者の権利を擁護する取り組みを地域に広げます。
	市民後見人の育成体制の整備に協力します

基本目標4 市民の地域福祉活動の中核となる市社会福祉協議会の活動基盤づくり

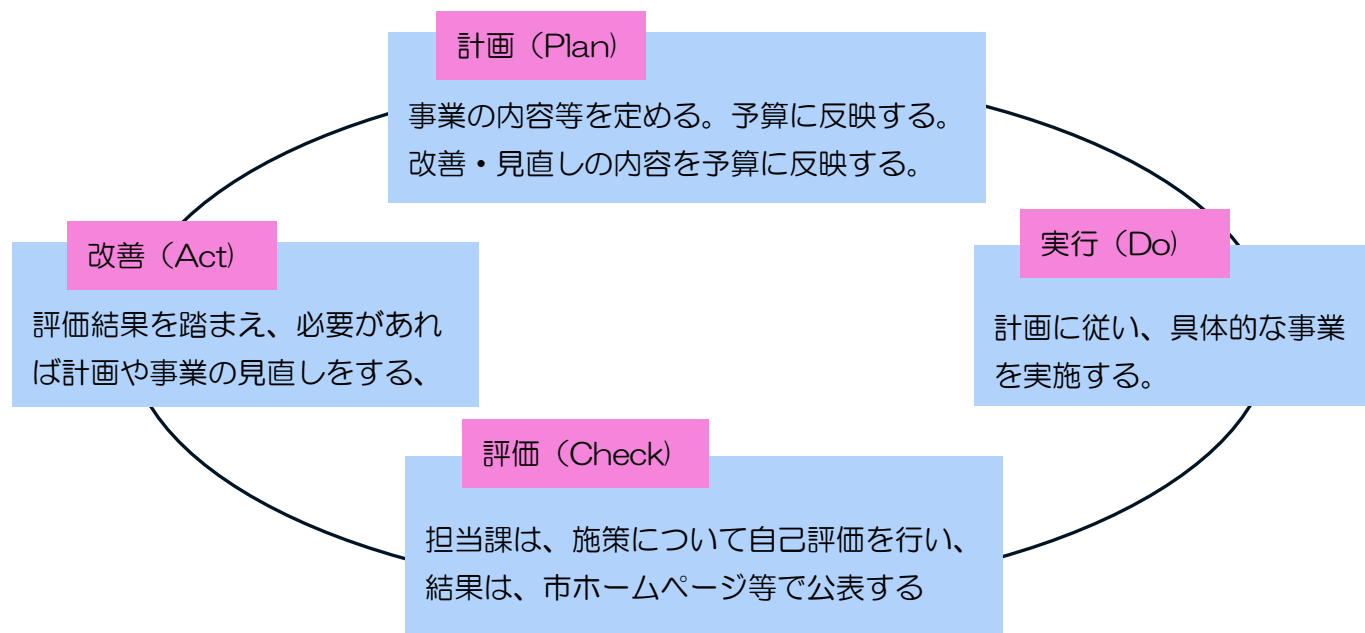
事業	活動
(1) 自主財源の拡大により財政基盤を強化し、独自事業の確立を目指します	個人会費・団体会費の拡大に取り組みます
	合わせて寄付金・共同募金配分金の増大を目指します
	市社会福祉協議会の財政基盤の強化の為、自主財源の確保に向けた事業展開を目指します
	拡大強化された財政基盤をベースに、地域生活課題解決に向けた独自の施策・事業が展開できることを目指します
(2) 地区社会福祉協議会活動基盤強化による、地域福祉活動の強化を目指します	市社会福祉協議会と地区社会福祉協議会の連携・結びつきを強め、各地区の自主的な独自活動がさらに強化されることを目指します
	将来的には各地区に地域福祉コーディネータを配置し、地区社協活動を支援できることを目指します
(3) 福祉専門職の増員による活動の質と量の拡大を目指します	拡大強化された財政基盤をベースに、地域生活課題解決に向けた独自の施策・事業が展開できることを目指します
	各専門職はもちろんのこと、市社会福祉協議会の組織としてもコミュニティソーシャルワーク機能を持ち、個別支援と地域支援を展開します
(4) 重層的支援体制整備事業実施に、市地域福祉行政のパートナーとなれる活動基盤の整備を目指します	「重層的支援体制整備事業」の次の事業のうち、すぐにも始められる諸施策について、本「地域福祉計画」に基づいて市役所や地区住民と協働して取り組みを始めます。 ・包括的相談事業・参加支援事業・地域づくり事業



(館山夕日栈橋)

計画の推進に向けて一計画の評価・進行管理を行います

計画を着実に実現していくためには、計画に記載した事業がスムーズに実施されるように管理するとともに、計画の進捗状況について把握、実施状況及び成果を点検・評価し、検証していく必要があります。その結果については、市ホームページ等を通じて公表していきます。



☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

館山市 地域福祉計画・地域福祉活動計画（概要版）

2024(令和6)年度～2029(令和11)年度

2024(令和6)年4月1日 発行

発行 千葉県館山市(健康福祉部社会福祉課)

社会福祉法人館山市社会福祉協議会

〒294-8601 千葉県館山市北条 1145-1

電話 0470-22-3111(市役所代表)

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆